平成２２年（フ）第６１６号
大阪府和泉市阪本町448番地の１
債務者　前川めぐむ（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬２丁目15番３号、前住所北九州市八幡西区則松５丁目17番７―207号
債務者　神野　　豊
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
大阪府阪南市鳥取653番地の２―205号
債務者　山本　　恵
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
大阪府岸和田市大手町８番24号
債務者　瀧谷　　勉
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３２号
大阪府泉南郡熊取町大久保北３丁目262番地の１－４－Ｅ
債務者　宮井　睦彦
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
大阪府和泉市尾井町225番地の22
債務者　国田こと　國田　明子
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
大阪府泉南市幡代３丁目97番地の１
債務者　藤本　健一
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
大阪府岸和田市岡山町310番地の７
債務者　池田美也子
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
大阪府和泉市池田下町389番地の１リバージュメゾン210、前住所大阪府岸和田市野田町２丁目９番３号
債務者　田端　千園
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
大阪府岸和田市作才町１丁目４番10号
債務者　寺師　美紀
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
大阪府阪南市尾崎町１丁目26番17号、営業所大阪府阪南市黒田345番地の７
債務者　喫茶プランタンこと　小林千恵子
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
大阪府泉南郡岬町淡輪1057番地の81
債務者　山尾　弥生
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅14棟205号
債務者　木脇　末吉
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅14棟205号
債務者　木脇さち子
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５１号
大阪府泉大津市助松団地３番38―102号
債務者　宮原　奈穂
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
大阪府岸和田市春木若松町15番22号
債務者　岸本義太良
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県小野市三和町119番地
債務者　冨島　桂子
１　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所社支部